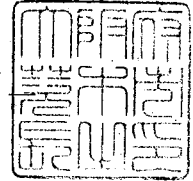


議 第 143 号
令和 6 年 7 月 17 日

茨木市都市計画審議会会長 様

茨木市長 福 岡 洋



北部大阪都市計画用途地域の変更（茨木市決定）について（付議）

標記について、次のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定において準用する、同法第19条第1項の規定により付議します。

北部大阪都市計画用途地域の変更(茨木市決定)

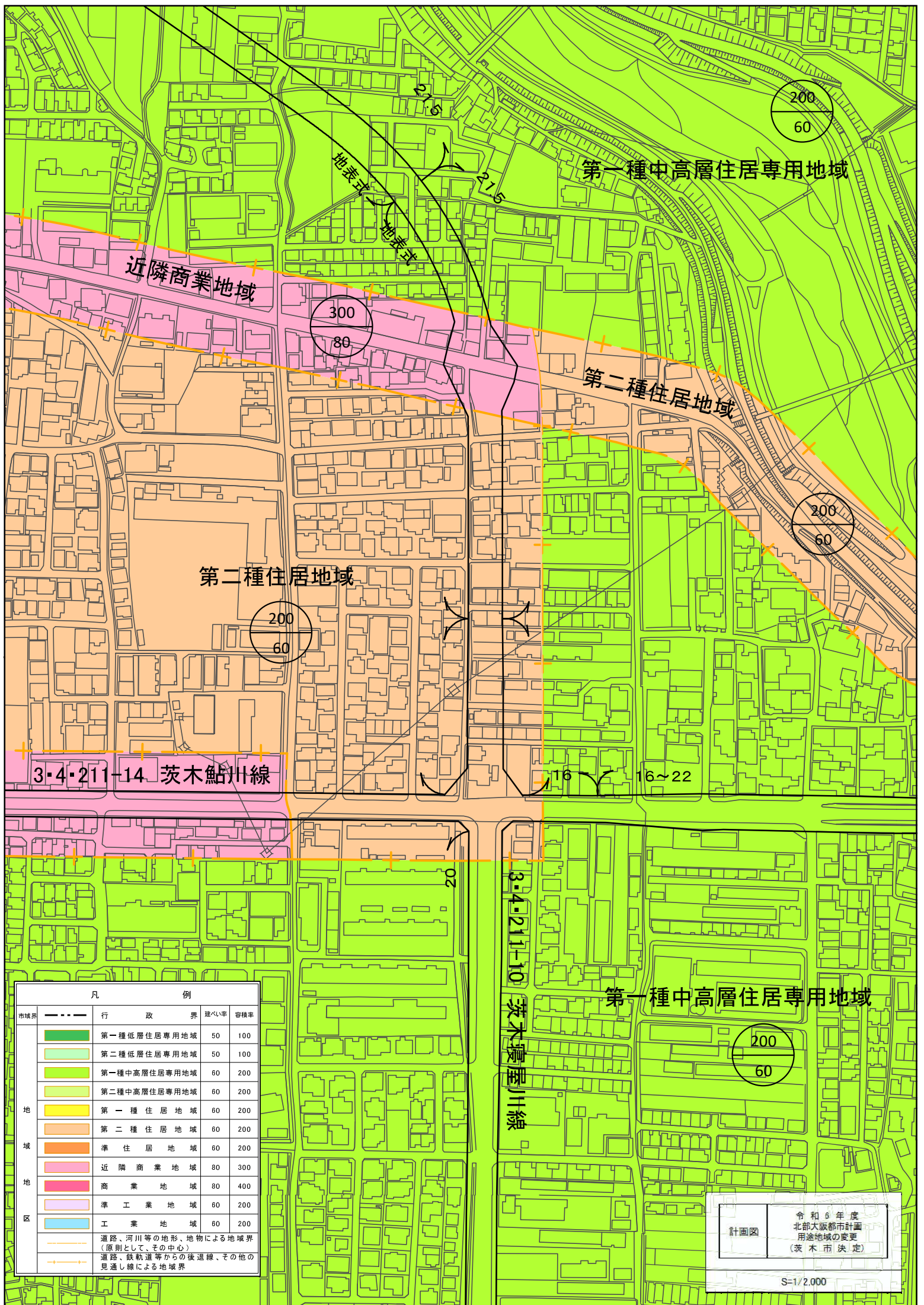
都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建 築 物 の 容 積 率	建 築 物 の 建 ぺ い 率	外 壁 の 後 退 距 離 の 限 度	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	建 築 物 の 高 さ の 限 度	そ の 他 及 び 備 考
第一種低層 住居専用地域 小 計	約 390 ha	10/10以下	5/10以下	—	—	10m	11.5%
	約 7.9 ha	15/10以下	6/10以下	—	—	10m	0.2%
	約 398 ha						11.7%
第二種低層 住居専用地域 小 計	約 3.1 ha	10/10以下	5/10以下	—	—	10m	0.1%
	約 3.1 ha						0.1%
第一種中高層 住居専用地域 小 計	約 855 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	25.2%
	約 855 ha						25.2%
第二種中高層 住居専用地域 小 計	約 348 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	10.2%
	約 348 ha						10.2%
第一種住居地域 小 計	約 244 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	7.2%
	約 244 ha						7.2%
第二種住居地域 小 計	約 281 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	8.3%
	約 281 ha						8.3%
準 住 居 地 域 小 計	約 33 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.0%
	約 33 ha						1.0%
近隣商業地域 小 計	約 31 ha	20/10以下	8/10以下				0.9%
	約 64 ha	30/10以下	8/10以下				1.9%
	約 9.1 ha	40/10以下	8/10以下				0.3%
	約 104 ha						3.1%
商 業 地 域 小 計	約 37 ha	40/10以下		—	—	—	1.1%
	約 10 ha	60/10以下	—	—	—	—	0.3%
	約 47 ha						1.4%
準 工 業 地 域 小 計	約 878 ha	20/10以下	6/10以下				25.8%
	約 12 ha	30/10以下	6/10以下	—	—	—	0.4%
	約 8.0 ha	40/10以下	6/10以下	—	—	—	0.2%
	約 898 ha						26.4%
工 業 地 域 小 計	約 185 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	5.5%
	約 185 ha						5.5%
合 計	約 3,398 ha						100%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

北部大阪都市計画道路の変更に伴い、用途地域の境界の整理を行い、本案のとおり変更するものである。



凡 例			
市域界	行政界	建ぺい率	容積率
地 域 区	第一種低層住居専用地域	50	100
	第二種低層住居専用地域	50	100
	第一種中高層住居専用地域	60	200
	第二種中高層住居専用地域	60	200
	第一種住居地域	60	200
	第二種住居地域	60	200
	準住居地域	60	200
	近隣商業地域	80	300
	商業地域	80	400
	準工業地域	60	200
	工業地域	60	200
道路、河川等の地形、地物による地域界 (原則として、その中心)			
道路、鉄軌道等からの後退線、その他の 見通し線による地域界			